

みんなで支えあう

国民健康保険

◆柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方

施術を受けるときは、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。

保険の対象となる施術	保険の対象とならない施術
◇医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れなどと診断または判断され、施術を受けたとき ※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。	◆単なる疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労 ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術 ◆仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険の対象となる場合）など

施術を受けるときの注意

施術を受ける際は、次のことに注意し、正しく受診しましょう。

- ① 負傷の原因を正確に伝えましょう
交通事故などの第三者行為による施術の場合は、住民課に連絡してください。
- ② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書に署名が必要となります。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので、内容を確認してから署名しましょう。
- ④ 領収証は必ずもらいましょう
領収証は保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-521-6584

国民年金からのお知らせ

20歳以上の学生の皆さん

学生納付特例制度はご存知ですか？

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、学生納付特例を希望される方は毎年度申請が必要です。申請される方は、学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所または住民課までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には

反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付（追納）することができません。追納されると老齢基礎年金の額に反映されず。

追納を希望される場合は、草津年金事務所または住民課までお越しください。



◆問い合わせ先

草津年金事務所
住民課 保険年金担当

☎077-567-2220
☎0748-521-6584

マイナポータルを活用しよう！

マイナポータルとは…

マイナポータルは、マイナンバーカードをお持ちの皆さんがオンラインで手続きを行うためのプラットフォームです。転出届、児童手当の各種申請などがオンラインで「いつでも」「どこでも」行うことができます。

マイナポータルで利用できる行政手続き

- ・マイナポータルを利用すると、さまざまな行政手続きをオンラインで行うことができます。日野町で取り扱う手続きについては、町ホームページをご覧ください。

手続きによっては、登録する情報や添付書類が異なります。また、申請前に聞き取りや申請後に面談を行うなどオンラインで完結しない場合もあります。詳しくは、各手続きの担当課に、お問い合わせをお願いします。

マイナポータルの利用方法

①ログイン

①お手元にマイナンバーカードを用意してください。

②インターネットに接続できるパソコンまたはスマートフォンを準備してください。

③マイナポータルの公式ウェブサイトにアクセスしてください。

④「ログイン」ボタンをクリックしてください。

⑤利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力し、マイナンバーカードを読み取ります。

②マイナポータルの利用登録（アカウントの作成）

③手続きの選択：ログイン後、トップページに表示されるメニューから必要な手続きを選んで進めます。



町ホームページ



マイナポータル公式ウェブサイト

◆問い合わせ先

【マイナポータルについて】 企画振興課

【マイナンバーカードについて】 住民課

情報政策担当

住民担当

☎0748-52-6557

☎0748-52-6571

大津地方務局からのお知らせ

令和6年4月から

不動産の相続登記申請が義務化されています

相続によって不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならず、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

なお、相続登記を促進する税制上の措置（課税標準額100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から拡充されています。

詳しくは、大津地方務局東近江出張所（☎0748-22-0494）までお問い合わせください。



自筆証書遺言
保管制度について
(大津地方務局ホームページ)



相続登記の
申請義務化特設ページ
(法務省ホームページ)

相続のトラブルを未然に防ぐ

「自筆証書遺言保管制度」をご活用ください

これまで自宅等で自筆証書遺言書を保管していた場合、遺族が遺言書の存在に気づかなかつたり、遺言書の改ざんや紛失のおそれがありました。この制度により、手数料3,900円で法務局で長期間適正に遺言書を保管することができるようになりました。さらに、遺言書を開封する際に必要な家庭裁判所の検認も不要となります。

詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。大津地方務局彦根支局までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

大津地方務局彦根支局

☎0749-22-0291

